

第 9 電力危機

1 各施設での計画停電(節電)対策

(1) 区民集会施設(夜間利用の自粛要請・新規予約受付の停止)

- ① 地域センター・区民集会所(成増アクトホール・高島平区民館を含む)の夜間利用について、既に予約している団体に利用の自粛をお願いするとともに、新規予約の受付を中止する。
- ② 4月中の新たな夜間利用の予約停止(文化会館・グリーンホール)
- ③ 夜間利用の自粛の要請(文化会館・グリーンホール・郷土芸能伝承館)
- ④ 利用時間の短縮(成増アートギャラリー)
- ⑤ 施設の休館(美術館・郷土資料館)

(2) 図書館(開館時間の短縮)

- ① 3月15日～4月27日の間、開館時間9時～20時を9時～18時に短縮する。
(4月28日から通常業務)

(3) 大原・成増社会教育会館・教育科学館(夜間利用の休止・計画停電時の利用休止)

- ① 大原・成増社会教育会館・教育科学館における夜間利用の休止(大原・成増社会教育会館は4月30日まで、教育科学館は4月28日まで)
- ② 成増社会教育会館における計画停電時の利用休止(現在は計画停電対象外)

(4) 体育施設(利用休止・時間短縮)

- ① 3月14日午後から3月15日まで全体育施設を休業(赤塚体育館については、計画停電区域に位置するため3月22日まで休業)
- ② 3月16日から、電力消費の大きくなる夕方から夜までの営業を休止
- ③ 3月22日から、電力需要のピーク時における一層の節電を進めるため、屋内施設についてさらに30分短縮する。(赤塚体育館は、計画停電から外れた3月23日から営業再開)
- ④ 5月1日から屋内施設について午後9時までの夜間営業を開始
- ⑤ 5月16日から屋内施設について午後11時までの通常営業を再開

(5) 小・中学校の開放施設(体育館・クラブハウス・地域開放教室等)・校庭開放

- ① 震災後から3月末まで開放休止(昼間の校庭使用を除く)
- ② 4月中は夜間開放を休止(昼間は電気使用を中止し開放)
- ③ 5月1日から通常どおり利用開始

(6) 本庁舎及び区関連施設での取組み

本庁舎では、3月30日から下記項目による節電対策を行う。また、本庁舎以外の各施設においても、これらに準じた対策を行う。

- ① エレベーターの節電(一部運休停止、職員の使用自粛等)
- ② 給湯室の節電(業務使用を除く電気給湯器、電気ポット、冷蔵庫等の使用停止)
- ③ 照明の節電(照度調節や蛍光灯の減灯)
- ④ 空調の節電(サーバー室等を除く空調機の運転停止)
- ⑤ 自動ドアの節電(風除室内側ドアの開放)
- ⑥ トイレの節電(ウォシュレットの電源停止)
- ⑦ その他(不要な電気機器の使用停止)

(7) システム機器の節電

平成23年3月15日付、22板政IT第302号で各部署に対し、システム機器の節電について下記項目の実施を依頼した。

- ① パソコンの利用について(全庁LANパソコンの1/2使用抑制等)
- ② プリンタの利用について(複合機のみを使用等)

2 東京電力による計画停電

(1) 板橋区の計画停電実施状況

- ① 3月16日(水)18時20分～20時28分実施
※赤塚、赤塚新町、成増、三園の一部地域
※当日は、道路監察パトロールカー2台による該当地区の巡回を実施
- ② その他実施なし(3月22日以降、板橋区は対象地域から除外)

(2) 区民への広報(3月13日～)

- ① 防災行政無線(同報系)による周知
- ② ホームページ掲載
- ③ 青色パトロールカーでの広報活動
- ④ 防災情報メール配信サービスの活用

3 医療機器使用者への対応

3月14日～3月18日に、計画停電による影響の注意喚起を実施した。

身体障害者手帳所持者、難病等在宅療養者のうち医療機器使用者 206名
公害医療手帳を持っている在宅酸素利用者 25名

4 統一地方選挙実施のための対応

- (1) 計画停電が選挙時に実施された場合、投票・開票時間中における地震発生時の対応について方針を決定
- (2) 期日前投票所・当日投票所・開票所における節電対策の実施
- (3) 啓発事業の縮小(電光掲示板、選挙用広報車、街頭啓発など)
- (4) 選挙期間中の個人演説会開催を目的とする公益施設の使用制限の緩和要請
※ その他、被災地から区内への避難者に対する不在者投票の情報提供を行った。

5 区民の安全確保

停電時における冷蔵庫内の食品の管理について、3月25日から区ホームページで、停電に対する対応をPRした。

(1) 停電前

- ・ 冷蔵・冷凍庫の点検や整理を行う。
- ・ 保冷剤を凍らせたり、氷の多く作っておく。
- ・ あらかじめ庫内を冷やしておくため、強く冷えるように温度の設定をする。

(2) 停電中

- ・ 庫内温度が上がらないように、扉をできるだけ開閉しないようにする。
- ・ 保冷材や氷などで庫内を冷やす。

6 いたばし花火大会の中止

東日本大震災により、電力をはじめとして社会状況が不安定になっている。そのような背景により、花火大会を実施するうえでの警備事象が多岐にわたり、例年と同等の安全対策が確保できない可能性が高い。来場者や、周辺住民の安全性を総合的に考慮し、4月18日に臨時運営委員会を開催し、中止の決定をした。

7 板橋区における夏期《7月～9月》の節電に伴う施設の運営方針について

板橋区では、平成23年4月8日に電力需給緊急対策本部（経済産業省）が「夏期の電力需給対策の骨格(案)」を公表したことを契機として節電対策を検討してきた。

(1) 夏期の節電対策の必要性と目的

- ・ 大規模停電や計画停電を回避するため、区として積極的な取り組みを展開する。
- ・ 保育園、特養ホームなどの節電困難施設に代わって他施設での節電強化を図る。

(2) 開館・休館の考え方

区の施設のうち、区民生活に多大な影響をもたらすことが想定される区役所、赤塚支所、保育園、特養ホーム、小・中学校、健康福祉センター、福祉事務所、清掃事務所などの基幹的施設は、可能な限りの節電を行いながら、通常どおりに開館する。

なお次頁に示す公共施設については、輪番制による休館や利用時間の短縮を実施する。

(3) 一部休館とする施設

区民サービスの低下を最小限にとどめることを念頭に慎重に検討したが、次のように、7月から9月の利用を休止せざるを得ない施設が生じた。

区 分	平 日	土・日・祝
区内に同種施設が多数整備されている地域センター、区民ホール、集会所、ふれあい館、いこいの家、体育館、温水プール、図書館	輪番制で休館	開館 ※いこいの家は、従前どおり日曜・祝日・夜間休館
上記1の施設以外で集会室機能が付置されている施設	地域特性を考慮し、部分休止や臨時休館などを個別設定	地域特性を考慮し、部分休止や臨時休館などを個別設定
屋外のナイター設備付きの野球場、庭球場	夜間休止	夜間休止
上記1の施設に併設している施設	原則として上記1の施設と同様の措置	原則として上記1の施設と同様の措置

夏期《7月～9月》の節電に伴う施設の計画休館等について

施設名	平日		土		日・祝		休館・休止・時間短縮による平日削減見込率
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
地域センター	輪番制休館(6グループ制) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)				15%
区民集会所	輪番制休館(6グループ制) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)				15%
ふれあい館 【定期休館日】 月曜 仲町・中台・高島平 火曜 徳丸・志村	臨時休館日設定 ※利用可能時間 9時～17時		通常どおり (9時～17時)				19%
いこいの家 【定期休館日】日・祝(敬老の日を除く)	輪番制休館(6グループ制) ※利用可能時間 9時～17時		通常どおり (9時～17時)	定期休館 (敬老の日を除く)			15%
体育館 併設のトレーニングルーム 会議室・多目的室を含む ※7～9月は定期休館日設定なし	輪番制休館 (4体育館・温水プールの5グループ制)		通常どおり (9時～21時)				15%
プール ※夏期(7月～9月)は、 定期休館日の設定なし	※利用可能時間 体育館 9時～21時、一部23時 プール 10時～22時20分 (プールは区立学校の夏休み期間中9時～)		通常どおり (10時～20時30分)				15%
武道場・和弓場・洋弓場 ※夏期(7月～9月)は、 定期休館日の設定なし	臨時休館日設定 (併設体育館の輪番制休館に合わせ) ※利用可能時間 9時～21時		通常どおり (9時～21時)				15%
図書館 (中央図書館・ ポーニャ子ども絵本館は除く) 【定期休館日】 第3月曜(祝日の場合直後平日) 月末日(土・日・祝の場合直後平日)	輪番制休館(5グループに分け順番に休館) (小茂根図書館は9月12日から17日 まで特別整理期間のため休館) ※利用可能時間 9時～20時		通常どおり (9時～20時) ※小茂根図書館は9月12日～ 17日特別整理期間のため休館				20%
いたばし総合 ボランティアセンター	施設利用時間短縮及び毎週月曜休館 (利用時間21時30分を18時に変更) (月曜日が祝日の場合はその翌日) ※施設利用可能時間 8時30分～18時 ※相談受付時間 9時～21時30分		施設利用時間短縮 (利用時間21時30分を18時に変更) ※施設利用可能時間 8時30分～18時 ※相談受付時間 9時～21時30分				17%
ハイライフプラザ	貸室利用休止日の設定 ※利用可能時間 9時～21時30分						15%

施設名	平日		土		日・祝		休館・休止・時間短縮による平日削減見込率
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
グリーンカレッジホール	臨時休館日設定 (志村ふれあい館の臨時休館に合わせ) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)				15%
障がい者福祉センター	グループ活動室・陶芸室・和室・相談室 多目的ホールの夜間利用休止 及び講習会室の利用休止 ※利用可能時間 9時～16時30分		通常どおり (9時～21時30分)				7%
エコポリスセンター 【定期休館日】 第3月曜(祝日の場合翌日)	視聴覚ホール・環境学習室の 臨時休止日設定 (前野地域センター輪番制休館に合わせ) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)				1%
リサイクルプラザ (処理ゾーンを除く)	開館時間短縮及び臨時休館日設定 (原則として、開館時間9時を10時に、 閉館時間17時を16時に変更) ※利用可能時間 10時～16時		通常どおり (9時～17時)				33%
水車公園茶室	開館時間短縮及び臨時休館日設定 (閉館時間21時を16時30分に変更：8月8日から16日まで臨時休館) ※利用可能時間 9時～16時30分						35%
赤塚植物園講習室	新規受付停止						—
学校開放施設 体育館・クラブハウス 地域開放教室	輪番制休止(5グループ制) ※利用可能日時 学校休業日9時～21時		通常どおり (9時～21時)				16%
野球場(小豆沢・城北)	ナイター利用休止 ※利用可能時間 7・8月:9時～18時/9月:9時～17時						100%(ナイターのみ)
庭球場(小豆沢・加賀)	ナイター利用休止 ※利用可能時間 7・8月:9時～18時/9月:9時～17時						100%(ナイターのみ)
学校開放施設 照明設備のある校庭(大谷口小)	ナイター利用休止						100%(ナイターのみ)
児童館 【定期休館日】日・月(祝日の場合翌日) ※施設開放は通常どおり	開館時間短縮 (閉館時間18時を17時30分に変更) ※利用可能時間 9時45分～17時30分		通常どおり (9時～17時)		定期休館日 (※施設開放は通常どおり)		5%
熱帯環境植物館 【定期休館日】 月曜(祝日の場合翌日)	開館時間短縮 (閉館時間18時を17時に変更) ※利用可能時間 10時～17時		通常どおり (10時～18時)				11%

※「休館・休止・時間短縮による平日削減見込率」は、照明・空調・エレベーターなどによる節電効果は含まれていない。

- (4) 一部休館とする施設の具体的な休館日・時間など
施設毎の休館日・時間については、公表する。
- (5) 施設開館時の節電
施設開館時には、区の節電対策であるエレベーターの利用自粛など、利用者の皆様の最大限のご協力をお願いする。
- (6) 留意事項
現時点での電力事情に基づく方針のため、今後の状況変化により見直す場合がある。
- (7) その他
夏期における区施設の設備保守や改修による臨時休館により、利用を休止する場合は、事前にお知らせする。

8 「電力需給逼迫警報」発令に伴う対応策について

政府は、電力供給力が不足し、需給逼迫があらかじめ予想される場合は前日の18時ごろ、当日に判明した場合は速やかに「需給逼迫警報」を発令することとなっている。さらに需給状況が厳しい場合には、2時間前までに計画停電の実施の可否を東京電力が告知する。

板橋区は、警報発令時に区民や事業者の方へ向けて情報提供・需要抑制のお願いなどを行うとともに、緊急節電対策を実施する。

(1) 区民・事業者への周知

警報発令後は、HPや防災情報メール、ツイッターなどを活用して、情報提供や更なる需要抑制のお願いをする。また、警報発令中であることを各施設に掲示する。警報解除後は、その旨をあらためて周知する。

(2) 緊急節電対策の実施

警報発令当日は、区民サービスへの影響や施設の安全管理などに十分配慮して、緊急節電対策を実施する。

- ・ 現在実施中の節電対策の徹底(昨夏の使用最大電力から▲15%)
- ・ 本庁舎(夏季節電対策から最大で▲16%)
- ・ 冷温水発生機1/2運転、地下1・2階の送風機停止、照明2/3消灯、パソコン電源オフ(バッテリー駆動)
- ・ その他の施設(夏季節電対策から最大で▲6%)
空調設定温度 29℃、照明2/3消灯、パソコン電源オフ(バッテリー駆動)
- ・ 各所属での対応策
提出いただいた対応策で、上記の対策以外に節電効果があるものも実施する。
なお、上記対策の実施が困難な場合は、可能な限りの対応策を実施する。

(3) 緊急節電対策実施の際の注意事項

- ・ 緊急節電対策を行うにあたり、保育園、特養ホームなどの節電困難施設は、保健衛生上及び安全管理上不適切なものとならないよう十分注意する
- ・ 空調の温度管理による緊急節電対策を行うにあたり、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないように十分な工夫を行なう
- ・ 照度の調節による緊急節電対策を行うにあたり、階段や段差などの危険箇所などを除いた消灯を徹底する

9 需要抑制(節電)実績

7月から9月における区施設のピーク電力(kW)抑制実績の平均は、区民と職員の理解と協力により▲26.7%(大口需要施設▲38.8%、小口需要施設▲25.4%)となり、需要抑制目標である▲15%を大きく上まわる成果を挙げることができた。

また、電力使用量(kWh)抑制実績の平均は、▲21.5%(大口需要施設▲19.9%、小口需要施設▲21.4%、その他の低圧受電施設▲23.2%)となり、電力使用量についても、大幅な削減を実現することができた。

10 節電対策の見直しについて

経済産業省は、7月1日から9月22日までとしていた電気事業法第27条に基づく大口需要家に対する電力使用制限について、電力の需給バランスが改善していることから、9月9日(金)をもって終了することを決定した。

板橋区は、9月末まで引き続き15%以上の節電対策を継続するが、国の決定や区の節電状況、今後の気象状況等を踏まえ、区民サービスや安全を確保するため、電力使用制限解除にあわせ、下記の節電対策について見直すこととする。

(1) 輪番・臨時休館の終了

現在、輪番休館等を実施している地域センター・区民集会所、ふれあい館、いこいの家、体育館・温水プール、図書館、いたばし総合ボランティアセンター、ハイレイフプラザ、グリーンカレッジホール、エコポリスセンター視聴覚ホール・学習室、リサイクルプラザ、学校開放施設については、9月12日(月)以降は、原則として輪番休館を実施しない。ただし、区民集会所は、9月12日以降受付開始、9月15日(木)から貸し出しを行う。

赤塚植物園講習室の新規利用は、9月10日(土)以降受付を開始する。

(2) 開館時間短縮の終了

現在開館時間の短縮を行っている、いたばし総合ボランティアセンター、障がい者福祉センター、リサイクルプラザ、水車公園茶室、児童館、熱帯環境植物館については、9月12日(月)以降、短縮は行わず通常の開館時間とする。

(3) ナイター利用の開始

現在ナイター利用を休止している野球場、庭球場については、9月16日(金)から利用を開始する。

(4) 施設等における節電対策の見直し

施設等において現在行っている節電対策のうち、以下の対策については、9月10日以降見直しを行う。

- ・エレベーターについては、休止を解除し運行を行う。なお、施設の利用状況を見ながら弾力的な運用を行う。職員の移動については、可能な限りの階段利用を継続する。
- ・窓口や執務室の照明については、机上の照度500ルクスを確保することとし、不要な照明機器の消灯等については継続する。
- ・現在消灯している公園灯については、安全確保の観点から、順次点灯していく。

※周知の方法:災害対策本部後、直ちにプレス発表、速報配布を行う。ホームページ、9月10日号広報いたばし、各施設での掲示により周知する。

11 10月以降の節電の取り組みについて

震災以降、取り組んできた節電対策を節電効果の順に、「レベル4」ひつ迫警報発令時の節電の取り組み、「レベル3」7月1日から9月9日までの節電の取り組み、「レベル2」9月10日から9月30日までの節電の取り組み、「レベル1」10月1日以降の節電の取り組みの4段階に区分した。

当初、予定していた節電期間は、9月30日で終了するが、引き続き節電対策として、下記の「レベル1」の取り組みを継続実施していく。

(1) 照明の節電

執務する机上の照度は、500ルクス程度を確保することを前提に、以下の対応を行なう。また、避難通路、階段等は、緊急時に備えて必要な照度を確保する。

- ・エレベーターホール及び廊下等、照度が低くてもよい場所は、蛍光灯等を消灯または一部取り外す。
- ・トイレ洗面器前の蛍光灯等を消灯または取り外す。トイレの照明は、使用時のみ点灯する。
- ・階段室の照明自動センサーを停止し、調光機能を作動させない。
- ・昼休み等の休憩時間は、窓口を除き事務室等を消灯する。
- ・使用していない部屋等の照明は必ず消灯する。
- ・案内表示・看板は、必要の範囲で点灯する。

(2) エレベーターの節電

- ・エレベーターについては、施設の利用状況を踏まえ、運用するなど、節電に努める。
- ・職員の移動は、可能な限り階段を利用する。

(3) 空調の節電

- ・夏期の冷房設定温度は28℃、冬期の暖房設定温度は20℃とする。冷温水発生機等熱源機を使用している施設については、原則として、開館時間にあわせ起動し、閉館1時間前には熱源機を停止する。
- ・執務場所が複数ある施設については、可能な限り同じ場所(室)での執務を行うことにより空調機の使用を制限し、節電を図る。

(4) パソコン

- ・昼休みの時間帯は、執務に必要なパソコンを除き電源を切る。
- ・パソコンは節電モードに設定した上で、使用しないときは電源コンセントを抜く。
- ・退庁時等パソコンを使用しないときは、必ず電源コンセントを抜く。
- ・FAX、プリンタは節電モードに設定し使用する。

(5) その他の機器

- ・本庁では各給湯室の冷蔵庫を使用し、各課の冷蔵庫の電源を切る(業務利用は除く)。各施設では、電気冷蔵庫の使用は、1台までとし、冷蔵強度は中とする。
- ・電子レンジ等は、業務での使用は可能とする。

(6) 待機電力等

- ・待機電力の節電のため、テレビ、音響機器等については、使用しないときは電源コンセントを抜き、待機電力の削減を図る。
- ・その他の電気機器についても省エネモードや温度・強度などを適正に管理し、節電に努める。

<区施設> 節電レベル			レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	従来の 取組
			ひっ迫警 報発令時	7/1~9/9 までの取組	9/10~9/30 までの取組	10/1以降 の取組	
照明の 節電	照明の照度 (机上)	必要最小限の点灯	○				
		300ルクス程度		○			
		500ルクス程度			○	○	
		700ルクス程度					○
	エレベーター ホール・廊下等 の消灯	消灯(避難時の必要照度 を確保)	○				
		間引き		○	○	○	
		点灯					○
	トイレ洗面器前 照明	消灯・取り外し	○	○	○	○	
		必要時のみ点灯					○
	トイレ全般照明	使用時のみ点灯	○	○	○	○	○
	階段室の照明 センサー停止	停止	○	○	○	○	
		作動					○
	昼休みの消灯 (窓口除く)	消灯	○	○	○	○	○
	執務場所	最小限の範囲の照明	○				
		可能な限りまとめる		○	○	○	
		通常					○
	未使用の部屋	消灯	○	○	○	○	○
案内表示・看板 の消灯	消灯・減灯	○	○	○			
	必要に応じ点灯				○		
	点灯					○	
エレベーターの 節電	台数制限	原則全停止	○				
		一部停止		○			
		節電運用			○	○	
		全基稼働					○
	職員の階段利 用	原則階段利用	○				
		可能な限り階段利用		○	○	○	
近隣階へは階段利用						○	
空調の 節電	設定温度	＜夏期＞28℃以上	○				
		＜冬期＞原則暖房停止					
		＜夏期＞28℃		○	○	○	○
		＜冬期＞20℃					
	冷温水発生機 等の熱源機	可能な限り停止	○				
		開館時刻起動、閉館1時 間前停止		○	○	○	
		通常運転					○
	執務場所	最小限の範囲の空調	○				
		可能な限りまとめる		○	○	○	
通常						○	

＜区施設＞節電レベル			レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	従来の取組
トイレの節電	温水便座・温水手洗い	使用停止	○	○	○		
		節電運用				○	
		通常					○
電気湯沸器の節電	電気湯沸器	使用停止	○	○	○		
		通常				○	○
パソコンの節電	昼休み	窓口を除き電源OFF	○	○	○		
		原則として電源OFF				○	○
	運転モード	可能な限りバッテリー駆動及び画面輝度を低に調整	○				
		節電モードで使用		○	○	○	
		通常					※○
	退庁時・未使用時	コンセント抜き	○	○	○	○	
		通常					※○
	プリンタ・FAX	複合機以外使用停止	○				
		複合機以外原則停止		○			
節電モードで使用				○	○	○	
その他機器の節電	冷蔵庫(業務利用除く)	給湯室のみ使用(出先は1台のみ)	○	○	○	○	
		各課所有も使用					○
		冷蔵強度[中]	○	○	○	○	○
	ポットの使用	魔法瓶タイプの使用	○	○	○		
		電気ポットの使用				○	○
	電子レンジ等	業務利用のみ可	○	○	○	○	○
待機電力の節電	テレビ・音響機器等	使用時以外はコンセントを抜く	○	○	○	○	
		通常					※○

節電見込率(ピーク時との比較予測)	▲30%以上	▲27%	▲19%	▲10%程度	基準
-------------------	--------	------	------	--------	----

※対策が明確化されていなかったもの

第三章 板橋区における防災施策

第1節 重点防災施策の取り組み状況

3月11日に発生した東日本大震災では、板橋区においても震度5強を観測したため、速やかに災害対策本部を設置し、区民の安全確保を最優先に被災状況の把握、被害情報の収集などを行った。地震による被害は少なかったものの、帰宅困難者を含む1,000人以上の方が区施設に避難し、また、一部地域で計画停電が実施されるなど、様々な事態が発生した。

今回の震災を踏まえ、区の防災施策をより実効性あるものにするため、地域防災計画の改定や業務継続計画の策定、初動対応力の強化、防災訓練の充実、要援護者や帰宅困難者への支援対策などの重点施策に的確に取り組んでいく。

第1 地域防災計画の改定

区は、東日本大震災の発生をうけ、従来の防災対策を一步進めた成果重視・目標管理型の対策を推進するために地域防災計画(震災編)の見直しを進めてきた。

平成23年12月 「見直しの方向性について」災害対策調査特別委員会報告
板橋区地域防災計画改正に係る意見交換会(区職員27人)

(今後の予定)

平成24年 2月 「課題及び解決の方向性について」災害対策調査特別委員会報告

3月 防災会議(報告)

4月 課題及び解決の方向性を踏まえた地域防災計画改正案の作成

4月 東京都地域防災計画の改正

8月～東京都地域防災計画改正を踏まえた地域防災計画改正案の作成、
パブリックコメントの実施

平成25年 2月 災害対策調査特別委員会に報告

3月 防災会議にて地域防災計画改正案決定

第2 BCP(業務継続計画)の作成

首都直下地震などの事態が発生した場合には、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等の資源が制約を受ける可能性が高く、平常時の人員と執行環境を前提とした業務を行うことができなくなる。災害時に優先的に取り組むべき業務を予め抽出し、利用できる資源が制約されている状況のもとで、効果的な資源の投入を事前に定め、災害時の業務継続の実効性を確保するため、板橋区業務継続計画(震災編)を策定する。

平成23年12月 「策定状況について」災害対策調査特別委員会報告

(今後の予定)

平成24年 2月 「策定について」災害対策調査特別委員会報告

平成24年 3月 防災会議(報告)

平成24年度内 業務手順書の作成、業務手順書に基づく訓練の実施、業務継続マネジメント(BCM)運用に向けて職員研修と体制の整備を実施

第 3 初動対応力の充実強化

1 初動対応マニュアルの整備

(1) 職員参集マニュアル

休日及び夜間において、大規模地震等の緊急事態が発生した場合に、発災当初の身の安全確保から、職場に登庁し、被害状況等を報告するまでの一連の行動をまとめるとともに、職員のサービスを明確にする。

(2) 職員安否確認・電話継走マニュアル

休日及び夜間において、大規模地震等の緊急事態が発生し、危機管理本部、災害対策本部等により全庁的に対応する必要がある場合に、各部において電話継走表を使用し、情報を連絡・共有するとともに、大規模地震に際しては、職員の安否を確認する。

(3) 電話対応マニュアル

危機管理室職員が災害対応に早期に専念できる体制を構築する一環として、他部局の応援職員等が危機管理室職員と同程度の電話対応に即応できるよう作成する。また、危機管理室に異動した職員が、異動早々から電話対応に即応できることも考慮する。

(4) 来庁者等の安全確保マニュアル・安全確保訓練マニュアル

大規模災害の発生直後において、来庁者等(来庁者、児童、生徒、園児等)に対する安心・安全を向上させるため、来庁者等に対する声かけ、応急手当、避難誘導等の一連の行動が十分にできる状態をめざす。

(5) 初動期の職務代理

地域防災計画(震災編)では、区長の権限が副区長、教育長、常勤監査委員にしか委譲されていない。また、同(風水害編)では権限の委譲の記載がないが、平成22年度中に策定した水害応急室基準では、副区長、教育長、常勤監査委員を経由せずに危機管理室長に権限を委譲している。

一方、「東京都板橋区長の職務を代理する職員(平成19年東京都板橋区告示第198号)」では、区長の権限を役職ではなく総務部長個人に、「東京都板橋区長の職務を代理する上席の職員を定める規則(昭和50年東京都板橋区規則第8号)」では、役職である政策経営部長、区民文化部長に委譲している。

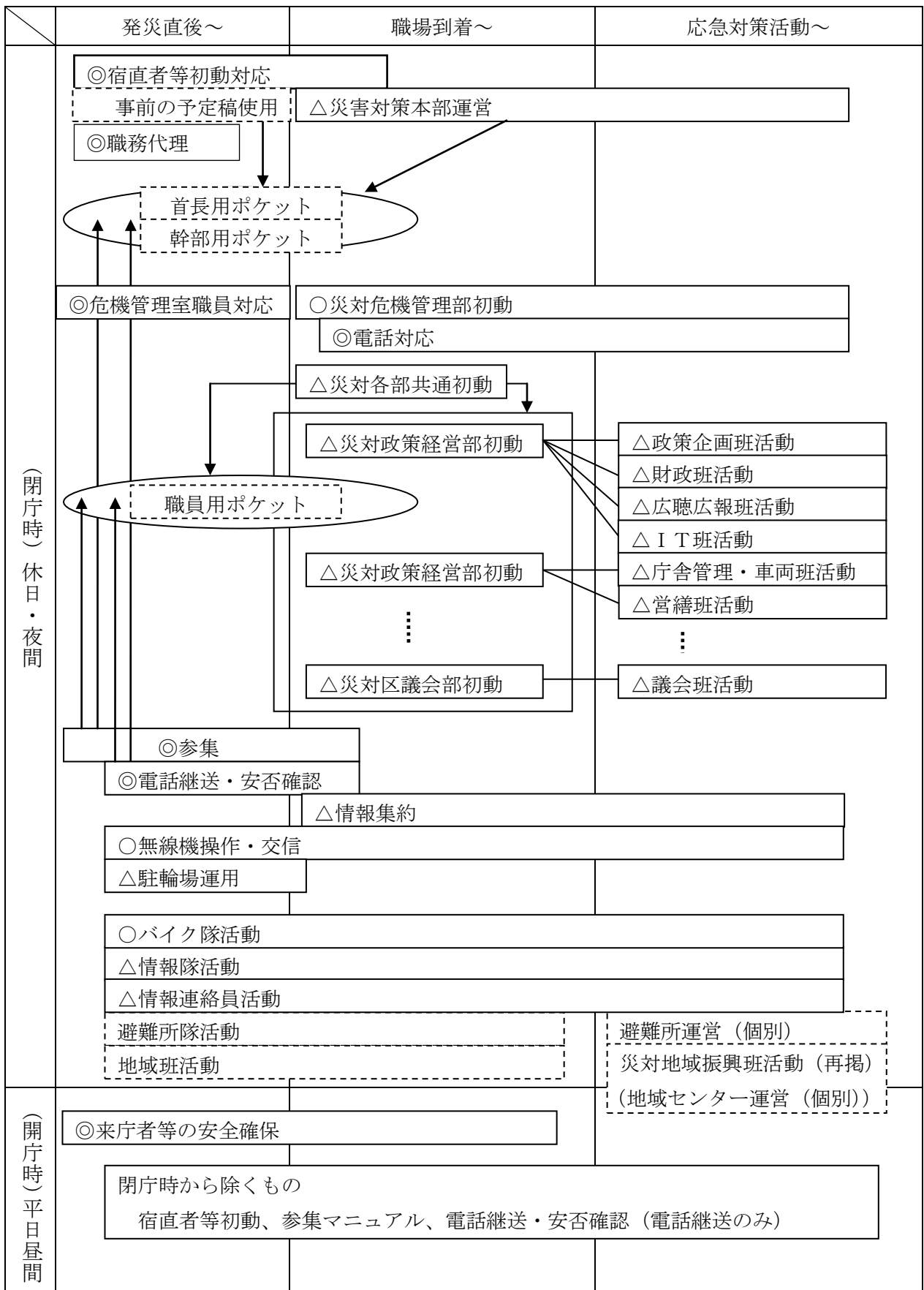
職務代理の考え方を整理し、当面の運用を決定するとともに、今後、地域防災計画、国民保護計画等の改正時に反映させていくものとする。

(6) 宿直者等初動対応マニュアル

地域防災計画において、危機管理本部員による宿直者・日直者を指定するとともに、危機管理連絡員を常時配備し、24時間体制の監視警戒態勢を整備しているが、東日本大震災を踏まえて、従前のマニュアルを更新する。

今後は、危機管理本部宿日直勤務時に危機管理連絡員の指導により、マニュアルに基づく訓練を実施し、訓練2巡目からは、宿日直者自身による自己訓練とし、危機管理本部日誌で報告する。

マニュアルの全体像について



※表内各班名先頭に表示された記号の説明

マニュアル・・・◎:運用開始済 ○:運用開始準備中 △:作成中 無印:未着手

2 職員防災訓練の実施

実際に災害が発生した場合の初動態勢を検証するため、午前5時45分に板橋区内で最大震度5弱を観測する地震が発生したことを想定した訓練を実施する。より具体的な災害対策の初動態勢の課題を洗い出すため、平成23年8月30日から9月1日までの間において、区長が指定する任意の日に事前予告を行わず実施する。

今回の訓練は、実際に災害が発生したことを想定して対応に着手する「発災対応型訓練」とし、震災発生時の初動態勢における課題を洗い出す。安否確認・継送訓練、参集訓練、災害情報の集約訓練、災害対策本部運営訓練などを実施する。

(1) 実施日

平成23年8月30日(火)

※8月30日から9月1日までのうち、抜き打ちにより実施。

(2) 職員参集状況

全職員	3,420名
休暇・休職者	472名
参集訓練対象者	2,948名(全職員の86.2%)
参集不能者	1,047名(遠距離・保育園送迎等)
参集遅延者	79名(午前8時までに参集できなかった)
参集者	1,822名(参集訓練対象者の61.8%)

(3) 検証結果

- ・ 安否確認・継送連絡訓練については、各職場で作成した連絡網を活用でき、参集指示の連絡も円滑に伝達できた。災害発生をメールで一斉送信したことにより、迅速に行動が開始された。
- ・ 参集訓練については、約2時間で61.8%の職員が参集できることが確認できた。また、災害情報収集は円滑に行われ、各種報告において無線機が有効活用された。
- ・ 訓練全般として、本部員等が参集するまでの代行者の指定等により、第1回災害対策本部会議を発災70分後(参集メール送信の55分後)に、第2回会議を発災2時間後(参集メール送信の1時間45分後)に実施できた。会議を実施できる時間(目安)を確認できた。また、災害報告を災対各部で取りまとめたことにより、対応の時間短縮が図られた。さらに、臨時班(消防署派遣、警察署派遣、電話対応)を指定し、災害情報の収集等にあたらせたことにより、災害情報等を円滑に収集できた。

(4) 今後の課題

《安否確認・継送連絡》

- ・ 緊急連絡網については日ごろから最新の状態に更新するとともに、継送連絡訓練は、繰り返し実施し、実効性を確保する必要がある。
- ・ 災害発生時には電話通信網の混乱も想定されることから、指示参集発令時における職員への情報伝達・安否確認を確実にできるよう、電子メール等の活用も検討する必要がある。

《参集》

- ・ 第三非常配備態勢時の全職員態勢(区長指示・命令)を可能な範囲で実現していくため、参集率の向上を図っていく必要がある。
- ・ 参集できない職員が、参集できるまでの間、公務員として実施できる対応を考えると、考え方を整理する必要がある。災害発生時は職員の被災も想定する必要がある。
- ・ 実際の災害発生時には道路が混雑するため、更なる参集遅延が見込まれる。
- ・ 今回の参集は「指示参集」だったが、「自動参集」についても検証が必要。
- ・ 出先の職場や特別活動員の参集場所が施錠されている場合の対応を検討する必要がある。
- ・ バイク・自転車による参集者数の目安を確認できたため、今後、駐輪場を確保し、

駐輪要領を検討する必要がある。

《その他》

- ・情報の集約に時間を要することから、改善策を検討する必要がある。
- ・災対各部・各班用のマニュアルを整備する必要がある。また、特別活動員用の活動マニュアルも整備する必要がある。
- ・無線機の通信状態が不安定になる地域があった。
- ・初動体制に慣れるため、訓練を繰り返し実施する必要がある。
- ・各部において課題抽出と改善策の検討を行った。

3 災害対策各部の班別マニュアルの整備

東日本大震災以降、様々な課題が見え、課題の解決に向けて対応しているところであり、同年7月26日災害対策本部会議において災害対策本部の活動計画が修正され、暫定版として運用された。地域防災計画の実効性を高めていく必要があることから、班別マニュアルの整備を図るとともに、作成中の業務継続計画と整合を図っていく。

(1) 方針

- ・危機管理室が準備した班別マニュアルをたたき台として、災対各班が認識する課題を踏まえて、災対各班が主体的に班別マニュアルを整備する。
- ・作成中の業務継続計画(BCP)との整合を図る。
- ・マニュアルの整備に伴い、必要な修正を業務継続計画(BCP)に加える。

(2) 災害対策各部・各班の構成(14部28班)

災対政策経営部(政策企画班、財政班、広聴広報班、IT班)

災対施設管理担当部(庁舎管理・車両班、営繕班)

災対総務部(総務班、人事班、契約管財班、給水・輸送班)

災対危機管理室(総括班)

災対区民文化部(物資班、地域振興班、区民施設班)

災対産業経済部(給食・産業復興班)

災対健康生きがい部(医療救護班、衛生対策班、要援護者班)

災対福祉部(避難所班)

災対子ども家庭部(児童施設・救護班)

災対資源環境部(環境整備班)

災対都市整備部(都市整備・住宅班)

災対土木部(土木班)

災対教育部(教育庶務班、教育指導班、教育施設班、避難所施設班)

災対区議会部(議会班)

4 避難所及び地域センターにおける初動態勢の強化

災害発生時に避難所や活動拠点となる区立小中学校や地域センターは、初動態勢を迅速に立ち上げる必要があることから、応急対策の開始に先立って施設の開錠は最優先で実施しなければならない。

これらの施設の解錠が遅れることは初動態勢の立ち上げの遅れに直結するため、既に避難所の鍵については近隣協力員にも保管を依頼してきたが、東日本大震災の経験を踏まえて、今まで以上の体制強化が求められている。

また、平成23年8月30日に実施した職員安否確認・参集訓練においても、活

動拠点の鍵を持っていない特別活動員が先着し、鍵の到着を待っている状況が確認されたことから、下記により特別活動員が活動拠点となる施設の鍵を保管し、迅速な初動態勢の始動に向けた対策を実施する。

(1) 保管する鍵

- ① 避難所 校門の鍵及び校舎に立ち入るための鍵
- ② 地域センター 施設内に立ち入り事務室に達するまでの鍵

(2) 保管対象者

- ① 第一非常配備態勢発令時に参集する特別活動員のうち避難所隊(避難所の鍵)及び地域班(地域センターの鍵)
- ② 地域センター(管内の避難所の鍵)

(3) 保管方法及び安全対策

- ① 施設の鍵は封印し、災害発生時以外の開封は禁止する
- ② 防災訓練等、参集時には鍵を持参し、保管状況の確認を行う
- ③ 紛失や盗難に備え、鍵及び収納用品には施設名を表示しない
- ④ 機械警備解除キーは貸与せず、侵入発報した場合は警備会社が現地を確認する

(4) 実施時期

平成24年3月

5 初動対応にかかるその他の施策

- (1) 職員参集メール配信システムの導入
- (2) 衛星携帯電話の配備
- (3) 災害対策各部役割分担の再編成
- (4) 防災無線のデジタル化
- (5) 避難所アンテナの設置
- (6) 防災情報サイトにアクセスするQRコードの表示
- (7) ツイッターの開設

第4章 防災訓練の充実

平成23年度板橋区総合防災訓練については、東日本大震災から得られた新たな課題を踏まえた実効性のある住民参加型訓練とするため、訓練内容の充実強化を図る。

今年度の総合防災訓練は、発災直後から復興に至るまでの指針となる板橋区地域防災計画の周知を図るとともに、災害発生時における適切な初動体制と行動力の向上をめざし、地域における自主防災力を高める。なお、東海地震等の「警戒宣言発令に伴う予知対応型訓練」から、関東地方を巻き込む「巨大地震が発生したことを想定した発災対応型訓練」として実施することにより、災害時に実効性のあるものとする。

また、区施設において、児童・生徒及び障がい者や高齢者等、災害発生時に支援を必要とする方々への安全対策を図るための活動体制の強化を図る。

1 総合防災訓練

8月28日に区内17地区で実施する総合防災訓練については、各地区に対して訓練内容の充実及び暑さ対策についての検討を依頼した。

その結果、避難所開設訓練、仮設トイレ設営訓練、防災備蓄倉庫の見学など、新しい

取り組みが各会場で見受けられた。

(1) 会場

17地区(富士見地区を除く各地域センター単位)

(2) 参加人数

合計17,119名(区民16,330名、区・関係機関789名)

(3) 平成23年度総合防災訓練の特徴

① 板橋地区

- 一時集合場所から小・中学校(4校)へ移動、避難者名簿の作成訓練を新規実施
- 水害対応訓練のため、東板橋公園の土のうステーションで、消防団の指導により土のうの積み方訓練を新規に実施
- 中学生(板橋五中)による、北東京寿栄園避難者の避難誘導訓練等を実施

② 熊野地区

- 一時集合場所から小学校(2校)へ移動し、避難者名簿の作成訓練を新規実施
- 参加者に避難方法のチラシを配布し周知を図った
- 備蓄物資の見学及びマンホールトイレ・簡易トイレの組立訓練を新規実施
- 暑さ対策として、冷却シートとうちわを配布

③ 仲宿地区

- 管内の中学生が、介助が必要とされる方を訓練会場まで誘導
- トラック協会の協力で、一時集合場所における救助物資訓練を新規に実施
- 炊き出し訓練を新規に実施(素麺)
- 暑さ対策として訓練開始時間を早めた

④ 仲町地区

- 避難所設営・受入・名簿作成訓練を新規に実施
- 体育館に段ボール間仕切りを設置し、避難所体験訓練を新規に実施
- 避難所と区役所との無線通信訓練を新規に実施
- 暑さ対策として、冷却シートとうちわを配布し、放水訓練以外は体育館内で実施

⑤ 大谷口地区

- マンホールトイレの展示を新規に実施
- 水害対応訓練として、土のうの積み方訓練を新規に実施
- 水圧模型を展示
- 暑さ対策として、訓練終了時間を早めた

⑥ 常盤台地区

- 参加者に避難方法のチラシを配布し周知を図った
- 自衛隊が参加し、装備品を展示
- 暑さ対策として、訓練を公園内の木陰で実施

⑦ 清水地区

- 家庭内での訓練に重点を置き実施(電気・ガスの停止方法等)
- 暑さ対策として、給水車を用意し参加者に水を配布
- 訓練項目の見直しを行い、効果的な訓練(区民消防隊放水訓練)を行った

⑧ 志村坂上地区

- 参加者に避難方法のチラシを配布し周知を図った
- 暑さ対策として、訓練開始時間を早めた

- ⑨ 中台地区
 - 参加者に避難方法のチラシを配布し周知を図った
 - 暑さ対策として、訓練終了時間を早めた
- ⑩ 蓮根地区
 - 仮設トイレの組立訓練を新規に実施
 - 中学生による物資の支給訓練・初期消火訓練を実施
 - 暑さ対策として、一部訓練を小学校の体育館及びピロティーで実施
 - 起震車体験
- ⑪ 舟渡地区
 - NSソリューションズ(近隣事業所)から電気を引き込む訓練を実施
 - 暑さ対策として、一部訓練を小学校のピロティーで実施
- ⑫ 前野地区
 - 車のジャッキや木材を使った救出訓練を実施
 - 暑さ対策として、訓練を公園内の木陰で実施
- ⑬ 桜川地区
 - 避難所開設訓練を新規に実施
 - 暑さ対策として、訓練開始時間を早めた
- ⑭ 下赤塚地区
 - 仮設トイレの組立訓練を実施
 - 赤塚福祉園避難訓練を実施
 - 暑さ対策として、冷却シートを配布
- ⑮ 成増地区
 - トラック協会の協力で、一時集合場所における救助物資訓練を新規に実施
 - 暑さ対策として、訓練終了時間を早めた
- ⑯ 徳丸地区
 - 避難所受入・誘導訓練を新規に実施
 - 東日本大震災の被災映像を上映
- ⑰ 高島平地区
 - 水害対策としてチラシを配布
 - 暑さ対策として、訓練会場近隣の集会所を確保

2 総合防災重点地区訓練

富士見地域センターの所管区域を対象として、11月20日に重点地区訓練を実施した。特色としては、「住民防災組織が主体となって重点地区訓練実行委員会を組織し、訓練内容を立案・計画することによって、地域住民の防災意識の向上や訓練の活性化を図る」、「形式にとらわれることなく、実態に即した発災対応型訓練を計画し、地域に密着した訓練を実施することで、富士見地区を災害に強いまちにする」、「災害時協定締結団体の参加・協力を得て、災害時における連携や役割の確認及び課題を見つける」などである。

(1) 会場

板橋フレンドセンター(このほか、いたばし総合ボランティアセンター・板橋第八小学校・富士見町児童遊園・都営板橋富士見町団地敷地内)

(2) 参加人数

合計1,114名(区民870名、区・関係機関244名)

第5 災害時要援護者支援の基盤整備

平成23年3月に発生した東日本大震災において、身元が判明している死者のうち、60歳以上の方は全体の60%以上となっており、高齢者の死者の割合が高い。

大規模災害では、高齢や障がいなどの理由により災害から自らを守るための一連の行動をとることが困難な方(以下「災害時要援護者」という。)が被災することが多く、被災した場合に速やかな自力避難が困難なことが想定される。加えて、板橋区においても高齢化が進み、災害時要援護者の数が増加している状況にある。

これまでの災害時要援護者対策を見直し、実効性のある名簿の整備や平常時からの支援体制の強化、地域における体制の整備など、人命のかかわる応急対策を充実強化する。

1 災害時要援護者支援検討委員会での検討

平成21年2月に災害時要援護者対策検討委員会を設置し、平成22年5月には基本方針を定め、区が保有する災害時要援護者情報の危機管理室への一本化や一本化した情報を基に災害時要援護者名簿を作成するとともに、外部提供(消防署)などを実施した。

東日本大震災後、より実効性のある取り組みを行うため、災害対策各部の所掌事務を見直し、「要援護者班」を編成した。平成23年9月以降は「命に係わる安否確認・避難誘導方法」を重点項目として、要援護者班・医療救護班・避難所班が課題の抽出と解決策の検討を行っており、3月末までに平成23年度の検討結果のまとめを行う。

(1) 要援護者班

現行の災害時要援護者名簿登載者の範囲を再検討することと並行して、新たな名簿登載者(例えば難病や精神障がい者の方)の必要性などについての検討

(2) 医療救護班

人工呼吸器・在宅酸素・吸引吸入器使用者を当面の対象とし、名簿整備や手引の作成、支援プランの作成、医療機関・訪問看護事業所などとの連携、災害時における在宅避難者支援や避難所での支援、医療機関との連絡体制などについての検討

(3) 避難所班

避難所での受け入れ体制や支援者の確保、要援護者班・医療救護班との連携、平常時からの学校防災連絡会との連携などについての検討

2 災害時要援護者名簿の整備(区が保有する情報に基づくもの)

災害時における要援護者対策を推進するためには、要援護者情報の把握および名簿化と実効性の高い支援体制の整備が必要である。

現在、要援護者本人やその家族などの同意を得ながら、「板橋区要援護者名簿」を作成しているが、支援機関(個人情報提供先)として最も身近な支援者となる住民防災組織や民生委員を選ばない方がいること、登録者数が伸びないことなどの課題がある。また、板橋区町会連合会からも、地域の見守り活動を効果的に行うための高齢者や障がい者などの個人情報の提供について要望が出ている。

災害時に援護を必要とする区民に対して迅速に支援を実施するためには、最も身近な支援者となる住民防災組織などへの平常時から要援護者情報の提供が必要である。

区が保有する個人情報をも本人の同意を得ないで提供するためには、提供先となる住民防災組織などにおいて、要援護者に対する安否確認や避難支援などが確実に実施できる態勢が平常時から確立されていること、個人情報保護措置の仕組み、当該事業を実施するための条例の整備が必要となる。

そこで、住民防災組織などへの平常時からの本人同意を得ない個人情報の提供の実現をめざした第一段階として、災害時での活用に限定されるが、各地域センターに要援護者名簿を配備し、住民防災組織や地域住民に対して名簿の存在を周知するとともに、町会・自治会単位などに絞り込んだ要援護者の数値情報を提供し、地域における具体的な支援態勢を確立するための検討を住民防災組織などに依頼する。

住民防災組織などにおいて具体的な支援態勢が確立された時点で、第二段階として個人情報保護措置などの事業の仕組みと条例の整備を行い、平常時からの要援護者名簿の住民防災組織などへの提供を実施する。

(1) 消防署提供用名簿の活用

平成23年3月から、火災や緊急事態の際の人命救助に活用するため、区が保有する情報に基づいて作成した要援護者名簿を消防署に提供しており、要介護3以上、身体障がい等級の1級～3級、知的障がい等級の1度～3度の方が対象となっている。(対象者は約1万5千人)

現在、同じ名簿を災害対策用として防災危機課(災害対策本部)で保管しているが、現在検討を行っている新たな災害時要援護者名簿が作成されるまでの間、暫定的に本年4月から18地域センターに分割保管する。大規模災害時には、支援者となる住民防災組織などに情報提供し、安否確認や避難支援などを実施する。

(2) 新たな災害時要援護者名簿の作成

災害時要援護者支援検討委員会において、要援護者班と医療救護班の検討結果を踏まえ、区が保有する要援護者情報から災害時において特に支援が必要な援護者の範囲を定め、これに基づく新たな名簿を整備する。

- ① 平成23年度中に新たな災害時要援護者名簿の登載者の範囲を定める。
- ② 平成24年度の第1回個人情報保護審議会に諮問し、承認後は各地域センターで名簿を保管し、災害時には名簿を活用して支援活動を実施する。

3 二次(福祉)避難所の整備

区内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設、福祉園との災害時協定に基づき、災害時に当該施設に避難する要援護者を受け入れるために必要な資材等の整備を進めており、平成22年度までに4施設が整備済みである。

今年度は特別養護老人ホーム3か所(東京武蔵野ホーム・若木ライフ・区立みどりの苑)、区立福祉園4か所(小茂根・高島平・徳丸・三園)の7施設に担架ベッド10台、毛布20枚を配備した。

また、平成24年度・25年度とも7施設ずつ整備し、二次避難所25施設すべての整備が完了する予定である。

平成24年度は物資整備と並行して、マニュアルを整備するとともに人的配置などの運用方法を定める。また、施設や関係機関との協議と連携強化を図る。

4 福祉サービス提供事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進

被災した要援護者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、福祉サービスに関する情報を提供しながら、福祉サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等の場を活用して、サービス提供事業者における事業継続計画(BCP)の策定を促進する。

- ① 平成23年度中に区立福祉園すべてでBCPを整備する。
- ② 平成24年度以降、区内の福祉事業者がBCPを策定するよう支援する。

5 家具転倒防止器具取付費用助成事業

高齢者や障がい者世帯の生命、身体を地震災害から守るため、寝室・居室などの家具に転倒防止器具(L字型器具など)を取り付け、その費用を助成する制度の拡充を図った。

- ① 取付場所について、従来「主たる寝室」であったものを「主たる居室」に変更
- ② 今年度の助成予算件数を30件から300件に増加し、平成23年12月末現在の申請件数は120件。来年度も300件の助成予算を計上
- ③ 民生委員や消防署による戸別訪問、防災ガイドブックへの記載などによる周知

第6 帰宅困難者支援の基盤整備

3月11日の東日本大震災では、安全確認のため都内を含む広範囲で鉄道が運休したほか、幹線道路では大渋滞が発生し、路線バスの運行や代替輸送も困難になり、大量の帰宅困難者が発生した。

帰宅困難者対策は広域的な対応が必要となることから、都が11月25日に発表した「東京都防災対応指針」における災害時帰宅困難者対策再構築方針との整合性を図りながら、板橋区の地域特性を踏まえた「板橋区災害時帰宅困難者対策指針」を定め、区外から板橋区を通過する徒歩帰宅者に対する適切な支援を行うとともに、板橋区から区外に向けて発生する徒歩帰宅者を抑制する対策を実施することなどにより、社会全体で取り組む帰宅困難者対策を構築していく。

1 板橋区における帰宅困難者発生状況

3月11日の区における帰宅困難者発生状況は、主に、都心部から主要幹線道路である「中山道」「川越街道」に沿って移動する方、鉄道の線路に沿って移動する方が大量に流入したほか、鉄道の運行停止に伴って駅舎等から退去を求められた方が徒歩による移動を開始した。また、鉄道の運行再開を待つ方が区内に滞留するという状況も生じた。

板橋区の地域防災計画では帰宅困難者に対する支援施設として区役所、大原・成増の両社会教育会館、板橋東清掃事務所の4か所を指定していたが、当該施設に関する区民や関係機関に対する事前の周知が不十分であったこともあり、当日は駅等で帰宅困難者に対して支援施設以外の公共施設が案内される等の事態が発生し、多数の人々がトイレ・飲料水や一時的な休憩場所を求めて、区役所本庁舎のほか支援施設以外の学校や地域センターなどの公共施設にも訪れた。

一方、区内の高校、大学、専門学校や民間事業所において、鉄道の運休によりそれぞれの施設内で毛布などの物資の備えがないままに待機を余儀なくされ、近隣の公共施設に避難を求める等の事態が発生した。

また、区立小学校や保育園において、保護者が帰宅困難により幼児・児童の定時の引き

取りができず、保護者の到着まで施設内で待機させる事態も発生した。

いずれも、事前の明確な事態想定や体制が十分取られておらず、今後の対策を行ううえで解決すべき課題となった。

2 災害時帰宅困難者対策の基本的考え方

(1) 区外から板橋区に流入した徒歩帰宅者への対策

- ・ 一時的な休憩及び交通機関が復旧するまでの待機などを行う場所を提供する、「一時待機施設※1」を現在の4か所から12か所に拡充する。
- ・ 都との協定により災害時に水道水・トイレ・情報等を徒歩帰宅者に提供するコンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン及びガソリンスタンドなどの協力店舗「災害時帰宅支援ステーション」(都内8,645か所)について都や当該店舗と連携として、災害時徒歩帰宅者に対して位置情報等の周知を図る。

※1 従前「帰宅支援ステーション」と表記してきた区の帰宅困難者支援施設については東京都防災対応指針と整合性を持たせるため、都の指針と同一の用語である「一時待機施設」と表記する

(2) 板橋区から発生する徒歩帰宅者抑制対策

- ・ 区内の学校関係者、産業・商業団体、大規模小売事業者・娯楽施設事業者等と新たに帰宅困難者対策を協議する検討会を設けて、災害時に徒歩帰宅者の発生を抑制するための対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資の備蓄、組織内での徒歩帰宅抑制の周知・普及等の具体的対策と区の支援策について検討し、災害時に各実施主体において原則対応の徹底を図る。
- ・ 中小零細事業所や集客施設等において長時間の待機が困難な場合には、区や都が設置する一時待機施設で受け入れる。
- ・ 区立小中学校、保育園、通所福祉施設において、施設内での長時間に亘る待機に備えた対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資を備蓄する。

(3) 駅との連携

新たに東武東上線・都営三田線・JRの駅関係者と帰宅困難者対策を協議する検討会を設けて、災害時における情報の共有化と連絡体制の確立、帰宅困難者の駅舎での待機の実施と体制の整備などの具体的対策について検討する。

3 一時待機施設に関する基本的考え方

(1) 一時待機施設となる施設の選定

区が設置する一時待機施設については、鉄道駅や幹線道路からのアクセスが良いことを条件とし、徒歩による移動時間を考慮して一時待機施設の間隔は、概ね3km以内とすることを基本として選定する。

上記条件のうち、鉄道については「都営三田線」「東武東上線」の主要駅からのアクセスを、幹線道路については「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」からのアクセスを考慮して施設を選定する。

- ・ 区が開設する避難所との連携を考慮する。
- ・ 鉄道駅もしくは幹線道路から無理なく誘導できるか考慮する。
- ・ 食料、飲料水、防寒用品の備蓄場所が確保できるか考慮する。
- ・ 一時的な休憩ができるスペースを確保できるか考慮する。

- ・ 既存設備を活用して災害・交通・気象情報を提供できるか考慮する。

(2) 指定避難所との分離設置

現行の指定避難所は原則として周辺住民の避難を想定しており、更に帰宅困難者を受け入れると避難所居住スペースの狭隘化をまねき、緊迫した環境の中での避難所運営において様々な問題が生じることが予測されるとともに、都の指針における一時待機施設の考え方も踏まえ、帰宅困難者の一時待機施設は指定避難所以外の公共施設に単独設置する。

(3) 区役所本庁舎の取り扱い

区役所本庁舎については、交通結節点に所在していることや、その認知度において一時待機施設として指定することは大変有効である。その反面、区役所本庁舎は、災害発生時に多数の関係機関との連絡調整や関係者の立ち入りが想定されるとともに、応急対策や復旧・復興のための拠点施設になる。区役所本庁舎に隣接して一時待機施設として活用できる公共施設も集中して存在することから、区役所本庁舎については災害対策本部の機能に特化する。

本庁舎に訪れた帰宅困難者に対しては求めに応じてトイレや水道水などを提供し、休憩・待機が必要な場合には区役所周辺に開設する一時待機施設へ誘導する。

(4) 一時待機施設の整備

「都営三田線」「東武東上線」「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」沿線にある区施設から、都が実施する災害時帰宅支援ステーション及び一時待機施設の連携を踏まえ、(1)の基準に基づいて、以下の12施設を整備する。今後、各施設と具体的な調整を進め、年度内に整備を完了させる。

- ・ 板橋地域センター（都営三田線・中山道）
- ・ 仲宿地域センター（都営三田線・中山道）
- ・ 大原社会教育会館（都営三田線・中山道）
- ・ 板橋東清掃事務所（中山道）
- ・ 熊野地域センター（東武東上線・川越街道）
- ・ 仲町地域センター（東武東上線・川越街道）
- ・ 常盤台区民事務所（東武東上線・川越街道）
- ・ 板橋西清掃事務所（東武東上線・川越街道）
- ・ 成増社会教育会館（東武東上線・川越街道）
- ・ 志村福祉事務所（都営三田線・高島通り）
- ・ 高島平地域センター（都営三田線・高島通り）
- ・ 桜川地域センター（環状七号線）

(5) 一時待機施設での支援内容

- ・ 一時休憩場所として着席スペースの提供
- ・ トイレ・水・毛布・非常食の提供
- ・ 災害・交通・気象状況等テレビ情報の提供
- ・ 板橋区の災害情報・地理情報等の提供
- ・ 携帯電話充電器、救急箱の提供

4 スケジュール

- 平成23年度 一時待機施設の整備
- ※人員配置体制の整備・物資の備蓄
 - ※運営マニュアルの作成
- 区内事業者等との帰宅困難者対策検討会(仮称)設置に向けた関係者との事前調整
- 一時待機施設の整備完了
- 平成24年度 帰宅困難者対策検討会(仮称)設置

第2節 第1 平成24年度「防災関連事業」

(単位:千円)

項目	所管	概要	経費
統合型地理情報システム構築	政策企画課	統合型地理情報システム導入の一環として、災害時の迅速な対応に寄与するシステム(防災データ)の構築を図る。	23,097
防災無線のデジタル化	防災危機課	防災行政無線を良好な状態に保つため、機器のデジタル化を図る。	451,954
備蓄物資の拡充・見直し	〃	地域防災計画改定に合わせ、備蓄体制の再構築と物資の拡充を図るとともに、備蓄防災機器の一斉保守点検を実施する。	32,207
二次避難所整備	〃	要支援者対策のため、二次避難所の確保・備蓄物資の配備等を実施する。	6,285
一時待機施設の整備	〃	一時待機施設(12か所)の案内板を設置する。	7,560
住民防災組織の強化	〃	組織強化のため、老朽化D級ポンプの更新及び訓練用水消火器の配備を行うとともに、防災セミナー等の講習会の充実を図る。	23,836
応急救護訓練の充実	〃	専門指導者による職員・中学生を対象とした応急救護訓練の拡充実施とAEDトレーナー・レサシアンを購入し、応急救護訓練の充実を図る。	6,170
地域防災計画の改訂	〃	東日本大震災を踏まえ、平成23年度に引き続き、計画の見直しを行う。	11,550
防災用深井戸改修	〃	震災時に飲料水の確実な確保をするため、防災用深井戸の改修を行う。	12,096
防災ガイドブック増刷	〃	平成24年度区内転入者等に防災ガイドブックを配付する。	651
防災白書作成	〃	東日本大震災に伴う板橋区の震災対策の取り組み実績を記録する。	283
職員初動体制の強化	〃	BCM構築に基づいた、職員初動体制の研修・訓練を実施するとともに、緊急時連絡用衛星携帯電話設備の整備(アンテナ設置)を行う。	6,944
家具転倒防止器具取付費用助成	各福祉事務所 おとしより健康 福祉センター	高齢者・障がい者等の世帯に対し、家具の転倒防止器具取付費用を助成する。(各150件)	4,050
非木造建築物耐震助成	建築指導課	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について新規拡充し、非木造建築物についての耐震診断(47件)等の助成する。	356,383
木造住宅耐震助成	市街地整備課	木造住宅の耐震化推進のため、耐震診断(200件)耐震補強工事(50件)等の経費を助成する。	69,642
都市復興マニュアルの改訂	〃	東日本大震災を踏まえ、マニュアルの見直しを図り、実践的・実効性のあるものに改訂する。	4,396

東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針に基づく実施計画採用(第一次)案件一覧

No.	課	区分	項目	概要	平成23年中の対応	平成24年以降の予定(該当する場合のみ記入)
1	区議会事務局	区民の不安解消	議員への情報提供の確立	今回の震災では、携帯電話は不通となり、電話、FAXによる情報提供もかなりの時間を要したことからメーリングリスト又はツイッターによる情報提供を検討し、実施する。	区議会事務局のツイッターを6月24日に運用開始した。PDFを受信できる環境にある議員からメールアドレスを収集し、速報のメール配信を開始した。	より多くの議員が、メールでPDF資料を受け取ることができるよう、環境整備を促していく。
2	人事課	被災地支援	被災地への職員派遣	・保健師、清掃職員と清掃車、建築職員、土木職員の派遣 ・介護職、保育士、教員等の派遣を検討 ・被災宅地危険度判定士、応急危険度判定士の派遣を検討	P16 第二章第2節第5-3参照	P16 第二章第2節第5-3参照
3	広聴広報課	被災地支援	地域をこえて助け合うという気持ちを発信・啓発	地域の枠を越えて、板橋区も被災者の方々と同じ気持ちになってこの震災を乗り越えていくために、「がんばろう！日本」(例)という気持ちのもと、その気運を職員自らが持ち、区民・職員あてに発信・啓発していく。	被災地応援メッセージおよびロゴマークを作成し、『広報いたばし』、『板橋区民ニュース』、区HPなどにより広く周知・啓発を行った。 (主な活用) ・区の各施設の入りにロゴマークを掲示 ・区民まつりほか各課の事業で活用 ・区内商店街がフラッグなどに活用 ・区内企業の協賛によりロゴマークを表示したうちわ(15,000枚)を作成し、総合防災訓練で配布	引き続き『板橋区民ニュース』、区HPなどで発信を行う。
4	政策企画課(防災危機課)	被災者支援	被災者登録制度	国の「全国避難者情報システム」に基づき戸籍住民課が収集する避難者の所在地情報などを活用し、区内で生活する避難者の所在地情報を一元管理するとともに、避難者の生活を支援する仕組みを構築する。	国の「全国避難者情報システム」及び区が独自に訪問し収集した被災者情報を活用し、月に2回程度、被災県からのお知らせやリサイクル家具の無償貸与など区の支援情報の提供を行った。 (平成23年12月現在 計15回)	引き続き実施する。
5	福祉部管理課	被災者支援	被災避難者に対する相談機能の充実	避難者宅への訪問相談	成増地区にて、民生・児童委員が避難者宅を戸別訪問して生活相談を実施。	被災者の生活支援サポート事業を実施する。対象は要保護者。社会福祉法人に委託予定
	福祉事務所			・生活相談 福祉事務所職員及び民生委員が避難者宅を訪問し、生活相談を実施する。	4月4日に本庁舎第1委員会室で合同相談会実施23世帯61名、以後も各相談窓口で実施 避難者の自宅に職員が訪問相談を実施 5月38世帯、7月135世帯 生活保護開始15世帯	
	健康推進課			・健康相談 保健師が避難者宅を訪問し、健康チェックや健康相談を実施する。	成増団地等の避難者宅への訪問相談を行い、健康チェックや相談指導を実施(訪問回数44回、訪問延人数78人) その他健康相談会の実施(3回、相談延人数38人) 健康福祉センターでの健康相談等(随時、相談延人数104人)	
健康福祉センター	必要時、保健師による家庭訪問や健康相談等の実施					
6	清掃リサイクル課	被災者支援	被災地から避難して家具が必要な世帯に対する無償貸与	被災地から避難して家具が必要な世帯に、区立リサイクルプラザでリサイクル家具として回収している家具を無償貸与する。	無償貸与実績(平成23年6月～平成23年12月) 53件 134点	引き続き実施する。
7	産業振興課	被災者支援	ものづくり再生支援事業(東日本大震災被災事業者の受入)	東日本大震災により被害を受けた地域において、工場等の施設・設備が被災し操業の継続が困難となっている小規模事業者の事業再建を支援するため、板橋区立生活産業融合型工場ビルの空き室を原則無償で提供する。 提供施設 第1工場ビル、第2工場ビルのうち、4室	中小企業基盤整備機構等を通じ、被災地に対し募集したところ、大船渡からの企業1社につき、平成24年3月からの入居が決定した。	被災企業についても、着々と現地での復興行なっていることから、この事業の役目を終えたとする。(完了)
8	環境保全課	被災者支援	被災事業者の工場認可申請手数料の免除	東日本大震災により被害を受けた工場等事業場について、被災地等から区内に移転しようとしている工場等が公害に関する一定の条件を満たす場合について工場認可申請手数料を免除するとともに、申請手続きに関する相談や、公害防止に関する技術的な支援を実施する。	申請実績=0件	平成23年度で終了。
9	産業活性化推進室	震災・節電に伴う中小企業対策	企業活性化センターのオフィス利用期間延長	企業活性化センターのオフィス利用者が利用期間満了を迎える利用者に対し、今回の東日本大震災の影響を受けて経営計画の見直しが必要であると認められる場合、最長1年の利用期間の延長を承認する。	3社から申請があり、審査の結果、3社とも1年間の利用期間延長を承認した。	申請期限は平成25年3月31日までとする。
10	エコポリスセンター	停電・節電対策	WEBを使った節電対策の普及	エコライフガイド(エコポリスセンター作成・発行)にある節電アイデアを各自でチェックでき、その節電効果(電力消費量・CO2量)の合計を計算できるシートをWEB上からダウンロードできるよう作成する。	web版エコライフガイドを作成し、4月末よりホームページ上に掲載した。	引き続きエコポリスセンターホームページ上に掲載中。
11	財政課	震災対応予算の確保	事業の中止・延期・縮小の判断基準	「東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針」に基づく事業の中止・延期・縮小の判断基準を定め、区民の理解と協力を求めていく。	各種講座・講習会を除く各種イベント事業について、判断基準を策定。約5千万円削減。	平成24年における判断基準策定については予定なし。

東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針に基づく実施計画採用(第二次)案件一覧

No.	課	区分	項目	概要	平成23年中の対応	平成24年以降の予定(該当する場合のみ記入)
1	広聴広報課	区民の不安解消	「広報いたばし」臨時号の全戸配布	緊急に全区民に周知を必要とする情報があった場合に、「広報いたばし」臨時号を発行し全戸配布する。	大災害等発生時の計画のため策定後実績なし。 ※3/20臨時号発行部数は、205,000部、配布は新聞折込等。(全戸配布ではない)	引き続き、対応の準備を整えておく。
2	介護保険課	区民の不安解消	介護事業者への情報提供	計画停電をはじめとしたライフラインに関する区が収集した情報や節電協力のPRを、通所介護事業者、居宅介護事業者、訪問介護事業者の325事業者にI-FAXによる一斉送信により適宜情報発信する。	IFAXによる情報の一斉発信の体制は、構築済みである。	IFAXによる情報提供以外に、WEBによる事業者連絡ツールを構築中である。事業者に登録を呼びかけ4月以降本格運用を図る予定である。
3	中央図書館	区民の不安解消	図書館での情報提供	中央図書館で6月に「震災対策特集コーナー」を開設し、都立中央図書館などで所蔵する資料も紹介する。その後、各地域図書館での開設を検討するとともに、区立図書館ホームページで「防災・震災特集」を掲載し、関係資料の紹介をする。	中央図書館で6月「震災特集」を企画展示。その後、各地域図書館でも震災に関するテーマで実施。区立図書館ホームページで8月「震災特集」を掲載。	区立図書館ホームページの「震災特集」を随時更新する予定。
4	人事課	被災地支援	職員派遣	区災害協定関連、東京都を通じた特別区への職員派遣要請等に対応するため、岩手県大船渡市、宮城県仙台市・気仙沼市・女川町、福島県広野町・双葉町等への職員派遣を行う。	P16 第二章第2節第5-3参照	P16 第二章第2節第5-3参照
5	防災危機課	被災地支援	物資支援	大船渡市への物資支援として、職員などからの寄付による食品のほか、支援要請の品目を確保するためにレトルト食品を購入した。(4月8日・13日輸送:レトルト・インスタント食品・缶詰など)	大船渡市への物資支援として、職員等からの寄付による食品のほか、支援要請の品目を確保するためにレトルト食品を購入した。	
6	産業振興課	被災地支援	商店街における応援即売会	商店街イベントに、福島県及び近隣県など原発風評被害地の生産者などを招致し、野菜などの商品の応援即売会の開催など、被災地復興の一助とする。	商店街の選定・補助金交付決定・応援即売会の実施(10回開催)	商店街の選定・補助金交付決定・応援即売会の実施(2回開催予定)
7	くらしと観光課	被災地支援	応援即売会IN板橋市場	福島県・茨城県などの被災産地の農産物の販売を、東京都中央卸売市場板橋市場とタイアップし、「がんばれ被災産地」応援即売会と銘打ち、開催する。	板橋区と板橋市場協会の共催により、板橋市場において2回開催した。(①4月23日、②6月4日) ②については負担金20万円を支出	
8	くらしと観光課	被災地支援	東北支援物産展開催	10月開催予定の「いたばし区民まつり」において、大船渡市・陸前高田市・いわき市などの被災地を招致し、東北支援物産展(仮称)を開催し、復興支援の気運を高める。	「いたばし区民まつり」において、大船渡市・陸前高田市・いわき市などの被災地を招致し、東北支援物産展を開催して復興支援の気運を高めた。	
9	財政課 ----- 関連各課	被災者支援	避難者受け入れのための速やかな対応	被災者・避難者に対する使用料・手数料等の徴収の基本的な考え方を整理するとともに、必要に応じて減免基準を策定する。	「被災者に対する使用料・手数料等徴収の基本的考え方」を策定し、その結果に基づく免除件数は11月現在で160件。	平成24年度の「被災者に対する使用料・手数料の取扱い」は、1月31日の災害対策本部で決定。
10	防災危機課	被災者支援	区民被災者への災害弔慰金	区民が東日本大震災の被害地に帰省中、被災し、亡くなられたことに伴い、国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。	国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金(1名 250万円)を支給した。	
11	地域振興課	被災者支援	避難所運営	避難所として開設していた仲宿いこいの家における避難者の受け入れに必要な食事を提供した。(開設時期3月20日～4月30日、受入者2世帯4人)	避難所として開設していた仲宿いこいの家における避難者の受け入れに必要な食事を提供した。(開設時期3月20日～4月30日、受入者2世帯4人) 夫婦(福島県)3/24～4/21(27泊) 男性2人(福島県)4/8～4/18(10泊) ※食事の回数は炊き出し・外食のときもあり、正確には不明。自炊も多く、スーパー等のレシートで清算した。	
12	健康推進課 ----- 健康福祉センター	被災者支援	健康診査、がん検診等の実施	区民一般健康診査、がん検診など各健(検)診の対象者年齢で実施期間内に申し込みがあった場合、受診券を送付し、検診などの機会を提供する。	対象者に受診券を送付(区民一般健康診査203人、がん検診241人、骨粗しょう症予防検診2人、肝炎ウイルス検診25人)	引き続き実施(健康推進課で対応)
13	健康推進課	被災者支援	子宮頸がん予防ワクチン接種事業	中学1・2年生を対象とし、接種を希望する者に予診票を交付し、予防接種の機会を提供する。	対象者に予診票を送付(4人)	引き続き実施
14	介護保険課 ----- おとしより保健福祉センター	被災者支援	被災要介護者に対する特養等介護施設への優先入所の要請	特別養護老人ホーム(11施設)・介護老人保健施設(8施設)に対し、各施設1人程度の優先入所を要請する。	各施設に優先入所に配慮していただくよう依頼済みである。 優先入所を要請し入所した件数は、養護老人ホーム1件、特別養護老人ホーム2件。	引き続き、依頼を要請する。 平成24年2月29日まで適用し、その後については国の介護保険利用料免除の適用期間に準じて検討する。
15	おとしより保健福祉センター	被災者支援	被災高齢者に対する高齢者福祉事業の適用	高齢者紙おむつ等支給事業、高齢者配食サービス事業など14事業について、区内に避難した高齢者に対し住民票の異動に関わらず事業対象者として適用し、また自己負担金についても原則免除とする。	高齢者紙おむつ等支給事業5件、高齢者日常生活用具給付事業(シルバーカー)3件、高齢者理美容師派遣事業2件。	平成24年2月29日まで適用し、その後については国の介護保険利用料免除の適用期間に準じて延長する。
16	住宅政策課	被災者支援	避難者向け区立住宅など空室提供	区立住宅32戸、まちづくり推進仲宿住宅8戸への被災者受入れに伴う、必要な生活必需品(寝具・テレビ・冷蔵庫)を提供する。なお、照明器具・ガス台についても提供した。	区立住宅、まちづくり推進仲宿住宅(計40戸)への被災者受入れ。受入後、空室が発生したことにより計3回の募集をおこなった。生活必需品(寝具・テレビ・冷蔵庫・照明器具・ガス台)の提供も実施。	既入居者については、25年3月31日まで入居可能。(24年度以降、新規募集予定はなし。)

No.	課	区分	項目	概要	平成23年中の対応	平成24年以降の予定(該当する場合のみ記入)
17	交通安全課	被災者支援	避難者へのリサイクル自転車提供	駅前放置自転車を撤去回収し、一定期間内に引取り者がなく、状態のよい自転車をリサイクル自転車としている。この自転車を被災地又は区内に被災して居住している方に支援物資として、123台を提供する。	被災者支援リサイクル自転車提供事業として、123台整備。4月から6月で区内居住避難者に101台提供。全国自転車問題自治体連絡協議会を通じて被災地に22台提供。	
18	学務課	被災者支援	被災者に対する就学援助の特例基準対応	被災により区が受け入れた小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に対し、就学援助の特例基準を適用し、就学援助費の支給を行う。	被災により区が受け入れた小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に対し、就学援助の特例基準を適用し、就学援助費の支給を行った。	特例基準適用を継続する。
19	学務課	被災者支援	私立幼稚園保護者補助金の弾力的運営	板橋区に避難し、就園している園児に対し、(1)私立幼稚園等入園料補助金(2)私立幼稚園等保護者負担軽減補助金(3)私立幼稚園就園奨励費補助金 の対象とし、助成する。	板橋区に避難し、私立幼稚園に就園した4人に補助金を交付した。	国や東京都の動向を踏まえ、補助金の交付を決定する。
20	障がい者福祉課	安全確保対策	福祉園における安全確保対策	福祉園における安全確保対策として、(1)災害発生時における安全確認対策(2)在園時、災害発生後、帰宅までの支援ならびに家族引渡しまでの安全確保対策(3)外出時の災害発生における安全確保・安全確認対策(4)計画停電や大気汚染時等における福祉園の運営方法の確立を見直し、各福祉園のマニュアルを充実させる。	①各施設で策定している危機管理マニュアルの見直しを実施。 ②事業継続計画(BCP)策定のため研修を実施。 ③食糧・飲料水について職員・利用者の合計数×3食分を確保。	①事業継続計画(BCP)の策定。 ②利用者個々のSOSカード作成。
21	子ども政策課	安全確保対策	児童館・学童クラブ利用者の安全確保	災害発生から保護者に引き渡すまでの間、児童、利用者の安全を確保するため、食糧、飲料水、毛布を児童館・学童クラブ(78施設)に各施設10人分備蓄する。	①飲料水の選定・起案平成23年9月末までに納品。	②災害備蓄用物品(食糧、寝袋)の選定・起案当初、購入を予定していた毛布は調達が困難であり寝袋に変更。平成24年3月末までに納品。
22	保育サービス課	安全確保対策	保育園における安全確保対策	災害発生に伴う大規模停電やその他の被害が発生した場合、24時間を目途とした、保育の継続と引き取りまでの園児の安全と健康を確保するため、クラス毎の人数や、負傷状況の確認及び応急措置、園内の安全な場所への誘導等を実施する。	各区立保育園では、新しい防災マニュアルができるまでの当面の対応を検討し、定期的に訓練を行った。	平成24年3月末を目途に、「保育園防災の手引」(平成9年4月施行)の見直しを行ってきた。今回、新たに「板橋区立保育園防災マニュアル」(平成24年4月施行)を作成し、各保育園の安全確保対策を強化していく。私立保育園等にも参考資料として配付する。
23	保育サービス課	安全確保対策	保育園児の安全確保	災害発生から保護者に引き渡すまでの間、園児の安全を確保するため、定員の約20%である1,800人分の食糧、飲料水及び寝袋(公立・私立・認証保育園等の121園)を備蓄する。	認可外を含む区内保育施設の定員の約20%にあたる1,932人分の2ℓペットボトル飲料水(5年保存)とアルファ化米2食分を購入して、各施設で備蓄している。	平成24年3月末までに、公立・私立・認証保育所等121園に各2個の寝袋を備蓄する。
24	学務課	安全確保対策	教育施設の通信手段の確保	区立小・中学校の校外学習授業時における震災等緊急時に児童・生徒の安否確認情報等の通信手段を確保するために貸出し用無線機(7台)を購入する。	貸出し用無線機購入設置(7台 完了) 貸し出し基準等(要領)の制定、学校への周知 貸出し開始	貸出し継続 通信状況等の検証、確認
25	学校地域連携担当課	安全確保対策	あいキッズ・放課後子ども教室の安全確保対策	児童の避難や引き渡し方法、帰宅困難児童の保護等について、学校との役割や連絡方法等を確認するとともに、あいキッズ安全管理マニュアルを今回の震災経験に照らし合わせて、見直しをする。併せて、状況別の体制を想定した訓練を実施する。	「あいキッズ 大地震発生時対応マニュアル」を6月に作成した。それに基づき各あいキッズごとに詳細を各学校と協議し決定したうえで、8・9月に避難訓練を実施した。	各あいキッズでは毎年マニュアルを踏まえ、避難訓練を実施する。
26	環境保全課	放射能対応	放射能測定及び公表	区内における大気・土壌等の放射線濃度を公表するため、放射線測定器を購入するとともに、土壌の分析委託を行なう。	学校・公園等の大気・土壌等の放射性物質測定委託を実施し、放射線測定器の購入により定期的に空中放射線量を測定、公表している。	原発事故処理の経過等を考慮しながら、空中放射線量について、当面の間、定期的な測定、公表を継続する。
27	産業振興課	震災・節電に伴う中小企業対策	震災対応特別融資	東日本大震災の影響により事業活動に支障がある区内中小企業者の資金繰りを支援するため、特別融資の斡旋を行うとともに、電力不足に対応するための省エネ機器導入及び自家発電設備導入を行う企業に対し、利子補給割合を3割加算する優遇制度を導入する。	震災対応特別融資の申込受付を7月1日から行ない、12月28日に終了した。申込数は492件。	その目的を達したものとし終了した。(完了)
28	経営改革推進課	停電・節電対策	計画停電・大規模停電・節電にかかる指定管理施設のサービス低下への対応	夏期の節電対策に向けた対応としては、「災害・事故等への対応」であるとの解釈のもと、各所管課が立てた節電対策案を指定管理者と速やかに協議し適切な対応を図るよう、4月21日付で指定管理者制度導入施設所管課あて通知を発出した。なお、夏期の計画休館等に伴う指定管理料見直しの必要性については、国・電力会社の動向を踏まえ、6月下旬を目途に基本的な考え方を整理する。	夏期の計画休館等に伴う指定管理料の見直しについては、23年7月5日付の通知により、指定管理料の見直しは行わないこと、来年度以降は社会情勢を見極めつつ、改めて基本的な考え方を示す旨、通知した。	24年度からの指定管理業務については、23年7月5日付通知の適用を解除し、従来の区と指定管理者との間で締結している各協定書に基づく対応とする旨、通知した。(24年1月23日付)
29	IT推進課 ----- 関連各課	停電・節電対策	「障害時緊急事務対応手順書」の改訂	本年3月に停電などの一時的なシステム障害によりシステム機器が使用できない場合の「障害時緊急事務対応手順書」を策定したが、東日本大震災後の計画・緊急停電や電気使用量の抑制等、その後の状況の変化による、中・長期的な停電までは想定していなかったため、これらへの対応を各部署と検討するとともに、マニュアル化を図り、「障害時緊急事務対応手順書」を改訂する。	各課提出の障害時緊急事務手順書の内容精査及び手順書の類型化、また、改訂に向けての課題整理を行った。	障害時緊急事務手順書の改訂。 改定にあたっての関連各課ヒアリングの実施。
30	庁舎管理・建設課	停電・節電対策	最大限の節電対策への取り組みと区民などへの節電協力の呼びかけ	本庁舎北館3階から8階にゴーヤーなどの緑のカーテンを導入し、夏期の空調温度を調整し、節電対策を講じる。	・緑のカーテン設置(6月～10月) ・電灯間引、調光器出力調整、空調設備運転調整、エレベーター台数制限等を行った。	電灯の間引き、調光器の出力調整、空調設備の運転調整を継続して行う。

No.	課	区分	項目	概要	平成23年中の対応	平成24年以降の予定(該当する場合のみ記入)
31	防災危機課	停電・節電対策	夏期の節電に伴う施設運営	夏期期間中、区施設のうち、区民生活に多大な影響をもたらすことが想定される区役所、保育園、特養ホーム、小・中学校などの基幹的施設は、可能な限りの節電を行い、通常どおりに開館するが、次に示す公共施設は、輪番制による休館や利用時間の短縮を実施する。(1)区内に同種施設が多数整備されている地域センター、区民ホール、集会所、ふれあい館、いこいの家、体育館、図書館(2)上記(1)の施設以外で集会室機能が付置されている施設(3)屋外のナイター設備付きの野球場、テニスコート(4)上記(1)の施設の併設施設	夏期(7月～9月)において全庁的に可能な限りの節電を行い、一部の施設については輪番制による休館や利用時間の短縮を実施し、区施設全体で約27%の節電を行った。その後も、電力需給の状況に合わせ、10%程度の節電対策を継続実施した。	引き続き、電力需給の状況に合わせ、節電対策を継続する。
	環境保全課					
32	子ども政策課	停電・節電対策	児童館・学童クラブにおける節電対策	夏の電力不足に備えた節電対策として、熱遮断フィルムを窓に貼付することにより、空調温度を調整し、節電対策を講じる。	児童館・学童クラブ78施設に、施設状況に応じて、8月までに窓ガラスにフィルムを貼付した。	
33	環境保全課	停電・節電対策	太陽光発電システム導入助成の充実	一般家庭の新エネルギー利用促進のため、機器設置費用の一部補助を行っているが、東日本大震災の影響を受け、太陽光発電システムの需要増加が見込まれることや区民の省エネに対する意識向上を図るという観点から、助成枠を拡大する。	太陽光発電システムの助成件数を100件から200件に拡大し、12月末現在209件の申請があった。	今後も太陽光発電システムの需要増加が見込まれることや、区民の省エネに対する意識向上を図る観点から、引続き200件の助成を予定している。
34	板橋東・西清掃事務所 ----- 清掃リサイクル課	停電・節電対策	停電中の資源・ごみ収集	停電地域の収集は、停電時以外の時間帯に変更する。平常時よりも早い時間帯に収集を行った場合は、再度現場に行き、集積所パトロールを実施する。区民への周知方法は、集積所の看板に収集時間変更らしを貼付し、区のHPにも同様のお知らせを掲載する。	ごみ収集時間帯の計画停電により、信号機消灯等で交通に支障をきたす時間を避け、ごみ収集に当たる対応を準備していたが、収集時間帯の計画停電が行われなかったため、未実施となった。	今後も計画停電実施時は、実施計画に基づき、ごみ収集を行う。
35	エコポリスセンター	停電・節電対策	緑のカーテンの普及拡大	今夏の一般家庭での節電目標である15%を達成するため、緑のカーテンの普及拡大を図ることを目的に、ゴーヤー・ヘチマなどの苗木を無償配布し、区民のエコ意識の高揚に向け、啓発活動を強化する。	5月～6月にかけてエコポリスセンターや区民事務所、区内イベントなど12か所で計5千本のゴーヤー等の苗木を配布した。育成方法や節電に対する啓発のためにチラシを25,000枚作成し町会回覧及び各所で配布した。	
36	エコポリスセンター	停電・節電対策	家庭における節電促進	家庭における節電手法をわかりやすくまとめた冊子「(仮)みんなで節電チャレンジ」を作成し、区立小中学校児童・生徒を通じて、全家庭に配布し、取り組みを促進するとともに、効果検証を行い、表彰などを実施する。また、一般家庭に向けては、わたしの便利帳に折り込み、全戸配布する。	「省エネ・節電チャレンジシート」を31万部作成し、『わたしの便利帳』に折り込み全戸配布した。なお、小中学校を通じた配布については、都教育委員会で同様の事業を実施したため取りやめた。	引き続き、わたしの便利帳での配布及びエコポリスセンターホームページ上での掲載を実施中。
37	防災危機課	防災対策の充実	地域防災計画の見直し	東日本大震災を想定した場合の現地域防災計画の課題などの見直し作業に早急に着手する。見直し内容は、今回の震災対策や昨年の水害対策を踏まえ、職員の初動体制の確立、備蓄物資の拡充、避難所整備、情報通信システム強化などの喫緊の課題整理を行う。	課題の抽出、解決の方向性をとりまとめるとともに、初動マニュアルを整備する。参集マニュアル等一部のマニュアルについては、作成し、運用を開始している。	東京都地域防災計画の改訂を踏まえ、平成25年3月末までに地域防災計画を改訂する。
38	防災危機課	防災対策の充実	災害時帰宅支援ステーションの新設	現在区内4か所の公共施設を帰宅支援ステーションに指定しているが、さらに鉄道の駅周辺に8か所を指定するとともに、防災備蓄物資(毛布、飲料水、クラッカーなど)を備蓄する。	従来の4か所から12か所に指定を増設し、1か所につき200人分の毛布、飲料水、クラッカーを23年度中に備蓄し整備する。	平成24年3月末までに配備。
39	防災危機課	防災対策の充実	防災備蓄物資の拡充及び補充	避難所に計画的に配備してきているマンホールトイレについて、今年度計画化されていなかった避難所38か所に各4基、合計152基を配備する。帰宅困難者などのために開設した避難所において活用した備蓄物資(毛布、クラッカー、ブルーシートなど)の補充をする。	指定避難所に計画的に配備してきたマンホールトイレの未配備38か所について、23年度中に4基ずつ配備する。	平成24年3月末までに配備。
40	防災危機課	防災対策の充実	飲料水の確保	震災時の水道水摂取制限などの対策を踏まえ、保存用飲料水の備蓄量を現行の2倍に拡大するとともに、地域の深井戸を飲料水としても活用するために、拠点避難所及び民間施設の17か所にろ過器を配備する。併せて、深井戸の水質検査回数を年1回から年2回に増やす。	災害時の水を確保するため、深井戸(17か所)及び給水拠点から離れている指定避難所(4か所)に濾過機を配備する。また、保存用飲料水は現行の2倍となるよう配備する。	平成24年3月末までに配備。
41	防災危機課	防災対策の充実	防災ガイドブックの発行	区内全世帯対象に、大震災時の対応や水害時の土のうステーションの設置場所などを記載した災害ガイドブックを作成し、配付する。	10月に発行し、板橋区全戸に配布した。	平成24年度は、転入者、防災教育用に3万部増刷予定。
42	防災危機課	防災対策の充実	防災情報メールの普及促進	区民を対象にした防災情報メールの登録枠を、現在の3万件から10万件に拡大し、災害時の区民への情報提供を確保するとともに、普及に努める。(4月末現在 21,929人)	防災ガイドブック等により登録を奨めている。(12月27日現在22,043人登録)	様々なメディアを利用し普及啓発に努める
43	防災危機課	防災対策の充実	デジタル同報無線システム実施設計の見直し	今年度実施予定の同報系防災無線システムのデジタル化実施設計委託について、受信困難地域を把握・解消するため、受信状況調査を併せて実施し、対策を含めた設計を行い、同報無線の強化を図る。	不感地帯、難聴地域を解消するため電波伝達調査を終了し、現在実施設計に取り組んでいる。	平成24年中に実施予定。
44	防災危機課	防災対策の充実	職員参集メールシステムの更新前倒し	職員参集メールシステムについては、情報配信に遅れが見られるなど、システム上の不具合が発生しており、平成24年4月から運用開始予定の新システムを、平成24年1月に前倒しで実施する。	職員参集メールは「板橋区職員参集安否確認システム」として、登録者の拡大も視野に入れ24年3月に稼働予定で進行している。	平成24年3月稼働予定。
45	市街地整備課	防災対策の充実	木造住宅耐震化助成の充実	区耐震改修推進計画に基づき、大規模地震により倒壊の恐れのある昭和56年以前に建築された木造住宅について、耐震診断、耐震補強・建替工事に係る助成を行っているが、東日本大震災を受け、耐震化への関心が高まっている状況を踏まえ、更なる耐震化率の向上を図るため、助成枠を拡大する。	耐震診断助成105件実施済 耐震補強工事助成12件実施済	平成24年度予算に耐震診断助成200件、耐震補強工事助成50件を計上し、助成対応予定。

東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針に基づく実施計画採用(第三次)案件一覧

No.	課	区分	項目	概要	平成23年中の対応	平成24年以降の予定(該当する場合のみ記入)
1	人事課	被災地支援	職員派遣	第二次実施計画策定以降の被災地からの支援要請に対応するため、宮城県、岩手県、福島県等への職員派遣(約160名予定)を行う。	P16 第二章第2節第5-3参照	P16 第二章第2節第5-3参照
2	産業振興課	被災地支援	商品券発行助成	東日本大震災被災地復興支援の観点から、売上金の1%を目途として被災地に寄付する目的を付加して発行するプレミアム商品券の発行助成をする。(発行総額330,000千円)	11/23(祝)に区内12か所でプレミアム商品券を発行	商品券換金後、売上の1%程度を被災地へ義援金として寄付する予定
3	産業活性化推進室	震災・節電に伴う中小企業対策	いたばし産業見本市での震災関連コーナー設置	いたばし産業見本市において、震災関連コーナーを設け、被災地域の企業出展を支援する。また、区内企業の復興支援の取り組みを紹介するほか、事業者向け省エネ・節電対策の普及を促進する。	11月17日～19日に開催した「いたばし産業見本市」において震災関連コーナーを設け、被災地域における震災復興に向けた活動、被災地域と区内企業との連携・復興支援活動を紹介した。また、被災地域の企業出展(1社)を支援したほか、事業者向け省エネ・節電対策について、セミナー及び個別相談を実施した。	
4	防災危機課	被災者支援	区民被災者への災害弔慰金	区民が東日本大震災の被災地に里帰り中、被災し、亡くなられたことに伴い、国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。	国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金(2名 各250万円)を支給した。	
5	防災危機課	防災対策の充実	衛星携帯電話の導入	東日本大震災時に通信手段として有用とされた衛星携帯電話7台を導入し、特に初動期の指揮命令体制及び情報共有手段を確保する。	発災直後の情報共有や確実な指揮命令体制を確保するため、衛星携帯電話を区長及び職務代理職員等へ配備した。(7台購入)	災害時における通信の万全を期すことを目的に、衛星携帯電話設備(アンテナ設置)の整備を行う。
6	防災危機課	防災対策の充実	住民防災組織用資器材の充実	住民防災組織に貸与しているリヤカーの老朽化による入れ替え時に、災害時の荒れた路面でも活用可能なノーパンク型リヤカーに入れ替える。(20台)	ノーパンクリヤカーを20台購入した。住民防災組織へ、老朽化したものから順次交換していく。	
7	防災危機課	防災対策の充実	防災備蓄物資の充実	避難所運営用として、簡易組立間仕切り(1,200世帯分)、アルミマット(3,600枚)、伝言板シート(ホワイトボード形式・100箱)、携帯電話充電器(92台)を新たに備蓄するほか、ろ過器(4台)の配備を拡充する。	簡易組立間仕切り(1,200世帯分)、アルミマット(3,600枚)、伝言板シート(ホワイトボード形式100箱)、携帯電話充電器(92台)、濾過機(21台)を配備。	平成24年3月末までに納品。(完了)
8	防災危機課	防災対策の充実	避難所設備の充実	全避難所の80か所における情報提供手段となるテレビの地上波デジタル受信アンテナ設備の設置工事を施す。	指定避難所における情報入手手段になるテレビアンテナの設置を実施する。	平成24年3月末までに完了。
9	防災危機課	防災対策の充実	ヘリサイン整備	区内の地理に精通していない応援航空部隊が迅速かつ効率的に活動するため、上空から活動場所を容易に特定できるようヘリサインを整備し、受傷した避難者の救助活動などの迅速化を図る。(小・中学校49校)	当初、平成23年度内の整備予定を小・中学校49校としていたが、防水等工事予定の3校を除外し、46校を対象とした。平成23年中の整備校は12校で、既整備校と併せ区内16校が整備済。	平成24年3月末までに今回の残り34校を整備。平成27年度までに、大規模改修工事等に併せ区内全小中学校(隣接校を除く)に整備予定。(継続)
10	防災危機課	防災対策の充実	携帯防災サイトの普及拡大	避難所や帰宅困難者ステーションを案内するほか、災害情報をお知らせする携帯電話用板橋区防災情報サイトにアクセスするためのQRコードをシールに印刷する。(区掲示板など3,500か所に貼付)	どこナビいたばしへの指定避難所の登録を実施した。また、携帯電話用板橋区防災情報サイトにアクセスするためのQRコードをシールに印刷し、区内掲示板に掲示していく。	平成24年3月末までに完了。
11	防災危機課	防災対策の充実	災害時活動用物資の拡充	災害時活動用のヘルメット(350個)、ベスト(1,500着)、ノーパンク型自転車(30台)などを配備する。	災害時活動用ヘルメット(350個)、ベスト(1,500着)、腕章(500枚)、踏みぬき防止インソール(500枚)を配備する。また、ノーパンク型マウンテンバイク(30台)を地域センター等に配備する。	平成24年3月末までに納品。(完了)
12	おとしより保健福祉センター	防災対策の充実	家具転倒防止の普及拡大	高齢者、障がい者世帯の居住する家屋内の家具の転倒防止器具取付費用助成事業の助成対象を拡大し、普及促進を図る。(300件・当初予算対比10倍増)	区民への勧奨推進として、広報や民生委員・各消防署・各おとしより相談センターなどにチラシを配布した。	引き続き、区民への勧奨推進を行う。(継続)
	また、助成対象を「寝室のみ」から「居室等」と拡大し、予算件数を150件増やした。 27件⇒177件、364,500円⇒2,389,500円 対象者全員に手紙により勧奨した(1848件)。そのうち59件より申請が得られた。				引き続き、対象者に勧奨していく。申込みをされない対象者の分析を行う。	